

三島市外三ヶ市町箱根山林組合規約

〔昭和 31 年 8 月 9 日
静岡県指令地第 1077 号〕

改正 昭和 35 年 7 月 26 日静岡県指令地第 1382 号
昭和 39 年 8 月 5 日静岡県指令地第 1406 号
平成 19 年 3 月 20 日市行第 506 号

昭和 37 年 5 月 25 日静岡県指令地第 938 号
昭和 46 年 5 月 6 日静岡県指令地第 133 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、三島市外三ヶ市町箱根山林組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、三島市、裾野市、駿東郡清水町及び同郡長泉町をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、三島市旧三島町、旧北上村、川原ヶ谷、裾野市伊豆島田、駿東郡清水町新宿、伏見、八幡、長沢、柿田、堂庭、玉川、久米田、戸田、的場、湯川、徳倉、同郡長泉町下土狩、竹原の共有に係る土地（処分対価を含む。）及びこれに付随する財産（処分対価を含む。）の管理並びにこれに伴う造林、観光及びその他の開発に関する事務を共同処理することを目的とする。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、三島市役所に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 この組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、12 人とし、組合を組織する各市町の選挙すべき議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 三島市 6 人
- (2) 裾野市 1 人
- (3) 清水町 4 人
- (4) 長泉町 1 人

2 議員は、組合を組織する市町の議会において、当該市町の議会議員の被選挙権を有する者のうちから選挙する。

3 議員の任期は、4 年とする。

4 議員に欠員を生じた場合は、直ちに補欠選挙をする。補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第 6 条 この組合に管理者、副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。

2 管理者は、三島市長をもってこれに充てる。

3 副管理者は、管理者が議会の同意を得てこれを選任し、その任期は、4 年とする。

4 会計管理者は、三島市の会計管理者をもって充てる。

(常設の専門委員)

第 7 条 この組合に常設の専門委員を置く。

2 常設の専門委員は、この組合を組織する市町（三島市を除く。）の長をもってこれに充てる。

3 常設の専門委員は、管理者の委託を受けて次に掲げる事項について調査を行い、その結果を管理者に答申する。

(1) 財産の管理に関する重要な事項

(2) 財産の処分に関する事項

(3) その他管理者の所掌に関する事務のうち重要な事項

(監査委員の設置)

第 8 条 この組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者及び議員のうちから各 1 人を選任する。

第 9 条 この組合の処務、文書及び職員の任免、分限、懲戒、服務並びに財務会計については、三島市の当該条例及び規則を準用する。

(経費支弁の方法等)

第10条 この組合の費用負担、収益分配及び組合の財産に対する権利義務の割合は、次の持分率による。

市 町 字 名	標 準 地 価 (明 治 23 年 1 月)		標 準 地 価 に 対する市町、 字持分歩合	備 考
三 島 市 旧三島町	175,146	428	2,987	市街宅地租を 10 倍した 12,659 円 70 とその他の地 価より特約による地価 6,586 円 132 を控除した 残額との合計額をもって 標準額とする。
旧北上村	94,101	406	1,605	全地価金 28,544 円 614 の うち特約による地価金 12,073 円 466 を控除した 額をもって標準額とする。
川原ヶ谷	16,471	148	281	
小 計	285,718	982	4,873	
清水町 玉 川	17,485	905	298	
新 宿	7,296	047	124	
伏 見	36,750	931	627	
八 幡	10,120	665	173	
長 沢	27,459	041	468	

柿田	15,057	946	257	地価総額金 50,577 円 80 の千分の 625 の額をもって標準額とする。
堂庭	28,972	366	494	
久米田	21,984	669	375	
戸田	6,283	387	107	
的場	14,444	682	246	
湯川	16,824	456	287	
徳倉	31,611	112	539	
小計	234,291	207	3,995	
長泉町 下土狩	35,488	803	605	
竹原	14,864	029	253	
小計	50,352	832	858	
裾野市 伊豆島田	16,064	128	274	
合計	586,427	149	10,000	

附 則

- 1 本規約は、許可の日よりこれを施行する。
- 2 従前の三島市外三ヶ村箱根山林組規約は、廃止する。ただし、従前の機関及びその職員は、この規約に基づく相当の機関及びその職員となり、任期のあるものは従前よりの任期中同一性をもって存続するものとする。

附 則（昭和 35 年 7 月 26 日静岡県指令地第 1382 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 37 年 5 月 25 日静岡県指令地第 938 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 39 年 8 月 5 日静岡県指令地第 1406 号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年 5 月 6 日静岡県指令地第 133 号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日市行第 506 号）

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更前の三島市外三ヶ市町箱根山林組規約（以下「旧規約」という。）第 6 条第 1 項及び第 4 項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合について、なおその効力を有する。この場合において、旧規約第 6 条第 1 項中「助役」とあるのは「副管理者」とする。